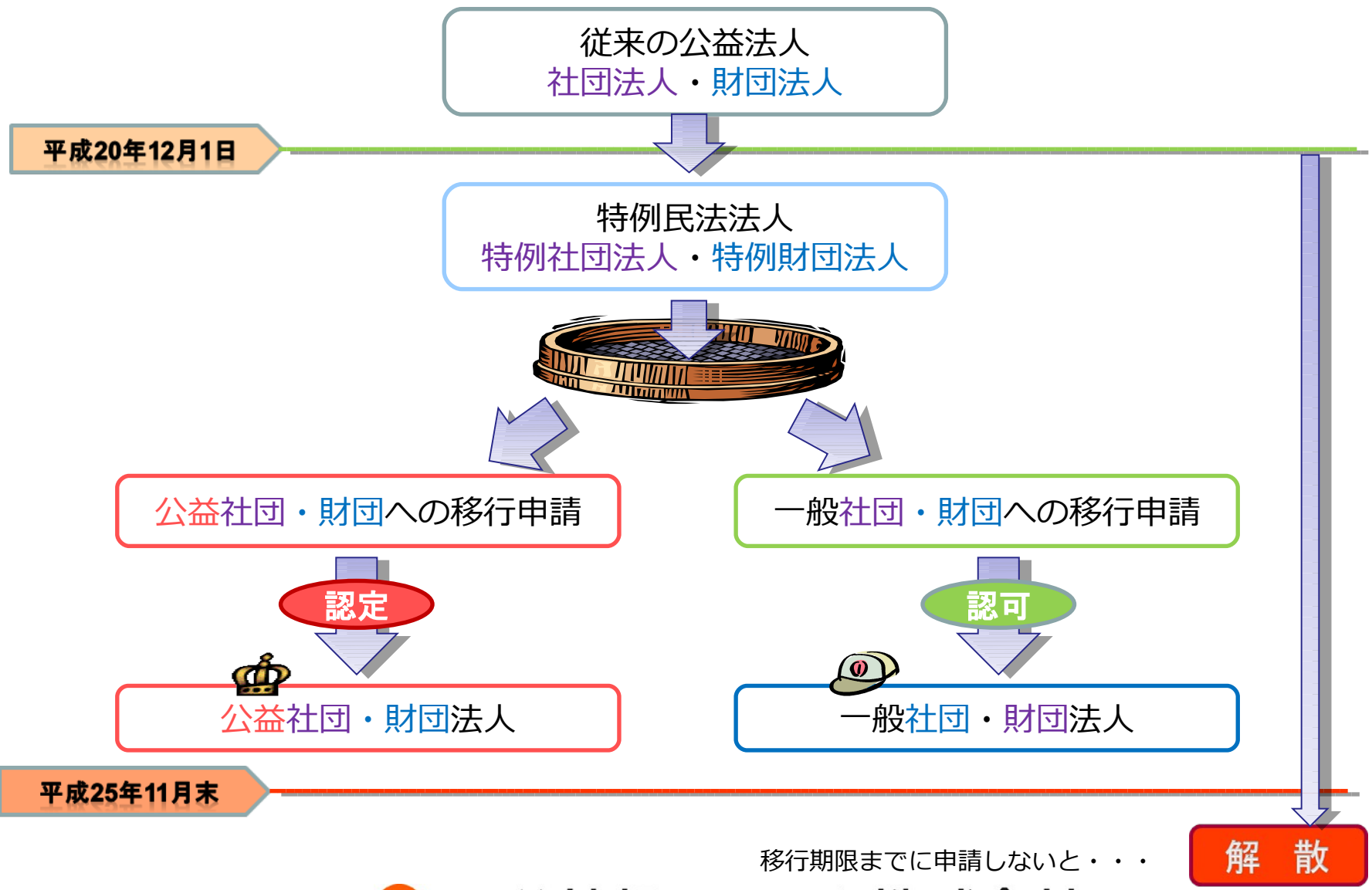




公益法人制度の概要

平成25年5月

従来の公益法人の選択肢



制度改革の目的、法令等の体系、ガバナンス

公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決すること。

新制度における法人のガバナンス

新制度においては、最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直して行く必要があります。

主務官庁制度を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることとしました。
理事等に就任される方々は、それぞれの役職に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを理解した上で、就任していただく必要があります。

法令等の体系

| | | | |
|-----|--|--|---|
| 概要 | パンフレット 公益認定等委員会「民による公益の増進を目指して」 | | |
| | 法人法 | 認定法 | 整備法 |
| 法律 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 法人の設立、組織、運営及び管理の規定 344条 | 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 公益認定の基準 66条 | 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 従来の公益法人に係る新制度への移行手続 160条 |
| | 政令 | 認定法施行令 | 整備法施行令 |
| 府省例 | 法人法施行令 電子投票による議決権の行使等に係る手続き 2条 | 認定法施行令 特別な利益提供が禁止される法人関係者の範囲 8条 | 整備法施行令 特例民法法人同士の合併に係る手続き 6条 |
| | その他 内閣府発行 | 法人法施行規則 法人法全般に係る細則 105条 | 認定法施行規則 認定法全般に係る細則、様式 53条 |
| | | 認定法施行規則 認定法全般に係る細則、様式 53条 | 整備法施行規則 公益目的支出計画の詳細、様式 50条 |
| | | ガイドライン 公益認定等に関する運用について (公益認定等ガイドライン) 【参考】公益目的事業のチェックポイントについて 60P | |
| | | FAQ 新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 314P | |

1階？2階？

今回の公益法人制度は1階＝一般法人、2階＝公益法人と例えられます。

公益法人

認定法の要件を満たし、審議会の認定を受ける必要がある

公益認定等審議会

公益法人として相応しいか、厳正な審査が行われる



一般法人

容易に設立可能。目的は問われないため同窓会やサークルでもOK



一階にはだれでも入れるけど、2階にはなかなか上がれない・・・??

改革の目的に対する法人の理念

- a. 世のため人のための活動を重視し、広く社会に対し貢献していくことを理念とする法人⇒「公益法人」が向いている。
- b. 「共益」や「営利」、「柔軟な活動」を重視する法人⇒「一般法人」が向いている。

公益：一般 比較

| | 社会的信用 | 事業の制限 | 財務的な制限 | 行政の監督 | 情報開示 | 税制優遇 | 寄附税制 | 国民一般にとって |
|------|-------|-------|--------|-------------|----------------|-------------------|------|----------|
| 一般法人 | 普通 | 原則自由 | 規制なし | 公益目的支出計画期間中 | 社員、債務者 | 優遇なし (非営利型はあり) | 優遇なし | 普通 |
| 公益法人 | 高い | 規制あり | 規制あり | 永遠にあり | 役員報酬も含め、広く一般公開 | 優遇あり | 優遇あり | 高い |

公益法人に移行した場合のブランド価値(必要性)

| | 補助金 | 寄附金 | 事業の認知度 |
|-----------|-------|-------|---------|
| 公益法人(一般論) | 受けやすい | 集めやすい | 認知されやすい |

社団法人の機関構成

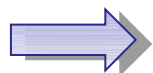
| | | | | | | | |
|--------|---|--------------|-----------------|--------------|----------------|----|--|
| 一般社団法人 | 1 | 社員 (2名以上) | 社員総会 (年1回以上) | 理事 (1名以上) | | | |
| | 2 | 社員 (2名以上) | 社員総会 (年1回以上) | 理事 (1名以上) | | 監事 | |
| | 3 | 社員 (2名以上) | 社員総会 (年1回以上) | 理事 (1名以上) | | 監事 | 会計監査人 (負債200億以上 または任意で設置) |
| 公益社団法人 | 4 | 社員 (2名以上) | 社員総会 (年1回以上) | 理事 (3名以上) | 理事会 (年2回以上) | 監事 | |
| | 5 | 社員 (2名以上) | 社員総会 (年1回以上) | 理事 (3名以上) | 理事会 (年2回以上) | 監事 | 会計監査人 (収益合計、費用損失合計 1000億以上または負債50 億以上のいずれかに該当 または任意設置) |

理事会

業務執行機関



- (1) 定例（通常）理事会
開催回数は定款の定めによるが、法律上は2回以上。
- (2) 臨時理事会
必要がある場合に招集される理事会で、定時理事会以外の理事会。



社員総会

意思決定機関



- (1) 定時社員総会
毎事業年度の終了後一定の時期に招集される社員総会
- (2) 臨時社員総会
必要がある場合に招集される社員総会で、定時社員総会以外の社員総会



公益情報システム株式会社

財団法人の機関構成

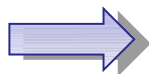
| | | | | | | | | |
|--------|--------|---|---------------|------|--------------|-----|----|--|
| 一般財団法人 | 公益財団法人 | 1 | 評議員 (3名以上) | 評議員会 | 理事 (3名以上) | 理事会 | 監事 | |
| | | 2 | 評議員 (3名以上) | 評議員会 | 理事 (3名以上) | 理事会 | 監事 | 会計監査人 (負債200億以上 または任意で設置) |
| | 公益財団法人 | 3 | 評議員 (3名以上) | 評議員会 | 理事 (3名以上) | 理事会 | 監事 | 会計監査人 (収益合計、費用損失合計 1000億以上または負債50 億以上のいずれかに該当 または任意設置) |

理事会

業務執行機関



- (1) 定例（通常）理事会
開催回数は定款の定めによるが、
法律上は2回以上。
- (2) 臨時理事会
必要がある場合に招集される理事
会で、定時理事会以外の理事会。



評議員会

意思決定機関



- (1) 定時評議員会
毎事業年度の終了後一定の時期に招集される評議
員会
- (2) 臨時評議員会
必要がある場合に招集される評議員会で、定時評
議員会以外の評議員会。



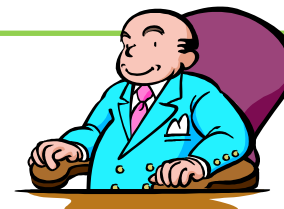
公益情報システム株式会社

役員等の選・解任、任期、資格

選・解任、任期、資格

| | 選・解任 | 任期 | 資格 | |
|---------------|---------------------------------------|------------------------------|---|---------------------------|
| 評議員 | 定款で定める方法 (ただし、理事会による選・解任 規定は無効) | 4年(6年まで伸長可) | 【就任できない者】 ・法人 ・成年被後見人 ・法令違反により一定の 刑に処せられ一定期間 経過していない者 | 理事・使用人は兼ねられ ない(子法人も含み) |
| 理事 | 社員総会(社団) 評議員会(財団) | 2年(短縮可) | | 使用人兼務可 (理事兼事務局長など) |
| 代表理事・ 執行理事 | 理事会 | 当該理事の任期内 | | |
| 監事 | 社員総会(社団) 評議員会(財団) | 4年(2年まで短縮可) | | 理事・使用人は兼ねられ ない(子法人も含み) |
| 会計監査人 | 監事の同意を経て評議 員会(社員総会) | 1年 (別段の決議がなければ 再任とみなす) | | 公認会計士または監査 法人のみ |

安定的に法人の業務及び理事を監督するた
め評議員、監事の任期は4年と長くなって
いる(4年は長いなあ・・・)



公益認定の基準

公益認定の基準

1. 定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。
2. 下記の認定法第5条に掲げる基準に適合するものであること。

18項目の公益認定基準（認定法第5条）

- 一 **公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。**
- 二 公益目的事業を行うのに必要な**経理的基礎及び技術的能力**を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し**特別の利益を与えない**ものであること。
- 四 株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図るものとして政令で定める者に対し、**寄附その他の利益**を与えないこと。ただし、公益法人が行う公益目的事業に対する寄附その他の利益の供与は除く。
- 五 社会的信用を維持する上でふさわしくない、投機的な取引、高利の融資、又は性風俗関連営業及び、公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないこと。
- 六 **公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること。**
- 七 公益目的事業以外の事業(収益事業等)を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 八 **第15条に規定する公益目的事業比率が100分の50以上と見込まれること。**
- 九 **第16条2項に規定する遊休財産額が同条1項の制限を越えないと見込まれること。**
- 十 各理事について、その配偶者、三親等内の親族(これらに準ずると政令で定めた者を含む)の理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。監事も同様。
- 十一 **他の同一の団体の理事又はこれに準ずると政令で定める者の理事の合計数が、理事の3分の1を超えないこと。監事も同様。**
- 十二 会計監査人を置いていること。ただし、収益1,000億円、費用・損失1,000億円、負債50億円のいずれにも達しない法人は除く。
- 十三 理事、監事、評議員の報酬等について、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該法人の経理状況その他の事情を考慮して、不当に高額にならない支給基準を定めていること。
- 十四 一般社団法人においては、社員の資格の得喪や議決権に関し不当に差別的な取扱いをしないこと。また、理事会を設置していること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有しないこと。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合を除く。
- 十六 公益目的事業に不可欠な特定の財産があるときは、その旨、維持、処分の制限について定款で定めてあること。
- 十七 公益認定取消し等の場合に「**公益目的取得財産残額**」に相当する財産を、取消し等の日から1ヶ月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与する旨の定款の定めがあること。
- 十八 清算の場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属させる旨の定款の定めがあること。

2号 経理的基礎

財務状況が健全であること、財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、経理事務の精通者により適切な情報開示が行われていることが必要。

2号 技術的能力

事業を実施するための技術や専門的能力を持つ人材、設備などを有していることが必要。

3,4号特別の利益供与の禁止

事業を行うにあたって、社員や理事などの法人の関係者、その他の営利企業を営む者などに、社会通念から合理性を欠くような特別な利益を与えてはいけません。

6,8,9号 財務基準

1. 収支相償原則
2. 公益目的事業比率50%以上
3. 遊休財産の保有制限

11号 同一の団体の定義

同一団体の定義は、ガイドラインやパブリックコメントにて以下のように説明されています。

国の機関・・・省庁ごと
地方自治体・・・都道府県市町村ごと
団体・・・法人格が同一の会社、団体

公益目的事業の定義

「公益目的事業」の定義（公益法人認定法第2条第4号）

- A 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、
- B 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。（公益目的事業のチェックポイント参照）

認定法別表各号（第2条関連）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

ガイドラインの事業区分

●事業区分ごとの事業名の例（公益認定等ガイドラインより）

| 事業区分 | 事業名の例（事業報告書等に記載されているもの） |
|--------------------|--|
| 1 検査検定 | 検査・検定、検査、検定、認証 |
| 2 資格付与 | 技能検定、技術検定、資格認定 |
| 3 講座、セミナー、育成 | 講座、講習、セミナー、シンポジウム、人材育成、育成、研修会、学術集会、学術講演会 |
| 4 体験活動等 | イベント、体験、体験教室、ツアー、観察会 |
| 5 相談、助言 | 相談、相談対応、相談会、指導、コンサルタント、助言、苦情処理 |
| 6 調査、資料収集 | 調査研究、調査、統計、資料収集、情報収集、データベース作成、分析 |
| 7 技術開発、研究開発 | 研究開発、技術開発、システム開発、ソフト開発、研究、試験研究 |
| 8 キャンペーン、〇〇月間 | キャンペーン、普及啓発、週間、月間、キャラバン、政策提言 |
| 9 展示会、〇〇ショー | 展示会、博覧会、ショー、〇〇展、フェア、フェスタ、フェスティバル |
| 10 博物館等の展示 | 〇〇館、コレクション、常設展示場、常設展示 |
| 11 施設の貸与 | 施設（又は会館、ホール、会議室）管理、施設の管理運営、施設の維持経営 |
| 12 資金貸付、債務保証等 | 融資、ローン、債務保証、信用保証、リース |
| 13 助成（応募型） | 助成、無償奨学金、支援、補助、援助、補助金、利子補助、家賃補助、無償貸与、無償貸付、無償レンタル |
| 14 表彰、コンクール | 表彰、〇〇賞、〇〇大賞、コンクール、コンクール大会、審査、コンテスト、グランプリ、展覧会 |
| 15 競技会 | 競技大会、試合、大会、〇〇カップ、〇〇杯、〇〇オープン |
| 16 自主公演 | 公演、興行、演奏会 |
| 17 主催公演 | 主催公演、主催コンサート |
| 18 上記の事業区分に該当しない事業 | |

上記、事業区分ごとにチェックポイントがあります。

収支相償 (留意点)

収支相償 第1段階の留意点

- ①収入と支出の対比は、公益性が認められる事業を単位とします(別紙2:「法人の事業について」で区分した事業)
(公益目的事業のチェックポイントにおける事業の単位、及び同様の考え方に基づいて関連する事業をまとめたものを含む)
- ②経常収益が経常費用を上回る場合は、当該事業に係る特定費用準備資金への積立額とする。
(この時点でプラスの場合は、発生理由とこれを解消するための計画等を記入する。)
- ③経常費用には、管理費を含まない。事業費と管理費に共通する費用は、予め事業費に配賦しておく。

事業のまとめかた

(1) 複数のチェックポイントをまとめる方法 FAQⅧ-2-②

一定期間のセミナーの後、試験合格者に資格を付与する事業

(2) 資格付与

(3) 講座・セミナー・育成

(2) 同一の事業目的をまとめる

(10) 博物館等の展示 による文化・芸術の振興

〇〇博物館

△△美術館

××文化センター

※法人の事業の実態に応じて関連する事業をまとめることができる。まとめるか否かは法人が適宜決めることとなりますが、「収支相償の第1段階」を鑑みることも重要です(認定への対応と内部管理用の事業区分を階層化しておく管理がしやすい)。

収支相償 第2段階の留意点

- ①第1段階に加え、特定の事業と関連付けられない公益に係る経常収益・経常費用を合計する。
- ②特定費用準備資金、公益目的保有財産に係る収支等も調整計算して比較する。
- ③収益事業等の利益からの繰入額も収入に加える。
- ④収益事業等からの繰入額とする利益額は、法人会計の管理費からの按分額を控除した金額である。
- ⑤第2段階では、収益事業等の利益の繰入額が50%の場合、50%超の場合で、収入と費用の範囲が異なる。
- ⑥収益事業からの利益額の50%を超える場合の繰入額は、公益目的事業の「費用ー収益」(赤字額)が上限である。
- ⑦特定費用準備資金の積立は、将来の特定の事業費・管理費に支出するために積立てる資金で、例えば、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用の積立てである。
- ⑧特定費用準備資金の繰入れの要件を、別表C(5)に記載する。
- ⑨予備費等、将来の一般的な備えや資金繰りのために保有する資金は、特定費用準備資金に該当しない。

公益目的事業比率 (留意点)

公益目的事業比率の留意点

- ①公益目的事業比率は、費用概念のみで判定する(「収益」は無関係、および収支計算書でいう「支出」ではないことに留意)。
- ②費用は、予算書の費用の数値をベースにし、調整計算を行う。
- ③調整項目は、任意の項目と必須の項目がある。
- ④調整項目が、収益事業、管理費に共通する場合には、それぞれ計上する。
- ⑤任意の調整項目を計算上含めるかどうかは、有利か不利かを判断して決定する。
- ⑥任意の調整項目は、継続性が求められる。

【公益目的事業比率の計算式】

公益目的事業の実施費用

公益目的事業の実施費用 + 収益事業等の実施費用 + 法人会計の実施費用

公益目的事業比率の調整額

- 土地の使用に係る費用額 (認定法施行規則16条) ... 任意
- 融資に係る費用額 (認定法施行規則16条の2) ... 任意
- 無償の役務の提供等に係る費用額 (認定法施行規則17条) ... 任意

- 特定費用準備資金積立額 (認定法施行規則18条) ... 必須
- 引当金の取崩額(マイナス記入) (認定法施行規則14条) ... 必須
※引当金取崩益を計上しない処理をおこなった場合は記載不要
- 財産の譲渡損等 (認定法施行規則15条) ... 必須
 - 15条1 財産譲渡に係る損失は各事業年度の費用額に算入しない (算入済みの場合、マイナス記入)
 - 2 商品又は製品を譲渡した場合は原価額を費用額に算入する (算入していない場合、プラス記入)
 - 3 財産の評価換えにより価額を減額した場合は、その額は費用額に算入しない (算入済みの場合、マイナス記入)
 - 4 そのほか財産の運用により生じた損失額は、費用額に算入しない (算入済みの場合、マイナス記入)

遊休財産の保有制限 (計算概要)

遊休財産の算定方法

遊休財産 = ①資産の額(貸借対照表) - ②負債の額(貸借対照表) - (③控除対象財産の合計 - ④対応負債額)

- ・控除対象財産の種類は6項目。下記を参照。
- ・対応負債額の算定方法は、「個別法」と「簡便法」の2種類。

控除対象財産

- ①公益目的保有財産
- ②公益目的事業に必要な収益事業等
その他の業務又は活動の用に供する財産
- ③資産取得資金
- ④特定費用準備資金
- ⑤交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産
- ⑥交付者の定めた用途に充てるために保有している資金

遊休財産の保有の上限

遊休財産が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を超えないと見込まれるものであること (認定法第16条1項)。

法人の財産と控除対象財産の関係

財産目録の例(抜粋)

この表は法人の財産の一部を整理したものであり、全ての財産を示しているものではありません。

| 貸借対照表科目(財産の科目) | | 財産の用途・保有目的 | 控除対象財産 (丸付き数字は規則第23条相当) |
|--------------------------|----------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (流動資産) | 現金預金 | 特に用途の定めがないもの | - |
| (固定資産) 基本財産 | 土地・建物等 | 公益目的事業実施のために保有 | ①公益目的保有財産 |
| | 〇〇基金(預金・有価証券等) | 公益目的事業を支える収益事業等財産 | ②収益事業・管理活動財産 |
| | 美術品コレクション | 公益目的事業に果実を充当 管理費に果実を充当(適正な範囲に限る) | ①公益目的保有財産 ②収益事業・管理活動財産 |
| 特定資産 | 土地・建物等 | 美術館展示に不可欠な特定の財産 | ①公益目的保有財産 (不可欠特定財産) |
| | | 公益目的事業実施のために保有 管理費に収益を充当(適正な範囲に限る) | ①公益目的保有財産 ②収益事業・管理活動財産 |
| | 預金・有価証券等 | 寄附を受けた財産で寄附者の定めた用途に従っているもの | ⑤寄附等によって受け入れた財産で寄附した者の定めた用途で使用されている財産 |
| | | 公益目的事業に果実を充当 管理費に果実を充当(適正な範囲に限る) | ①公益目的保有財産 ②収益事業・管理活動財産 |
| | 修繕積立資産 (資産取得資金) | 公益に使う建物の大規模修繕のために積み立てているもの | ③資産取得資金 |
| 〇〇事業実施積立資産 (特定費用準備資金) | 公益目的事業拡充に備え積み立てているもの | ④特定費用準備資金 | |
| その他固定資産 | 土地 建物 構築物 | 公益目的事業を支える収益事業等財産 | ②収益事業・管理活動財産 |
| | | その他 | - |

※ ①②⑤の財産でも継続して事業の用に供していない場合等には、控除対象財産に該当しません。

※公益認定等委員会FAQp175より

公益目的取得財産残額

当該公益法人が取得したすべての公益目的事業財産から公益目的事業のために費消・譲渡した財産を除くことを基本として算定するものと定められています（認定法第30条2項）。

認定取消時には残高に相当する額の財産を、法で定める適格な法人のうち、定款で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残額の算定方法

各事業年度の末日における公益目的取得財産残額は、以下の2つの要素に分けて行い、両者を合算することによって算定します。

① 当該事業年度末日における公益目的増減差額

$$\begin{array}{ccccc} = & \boxed{\text{前事業年度末日における公益目的増減差額}} & + & \boxed{\text{当該事業年度中に増加した公益目的事業財産（寄附を受けた財産、補助金等、公益目的事業の活動の対価、公益社団法人において社員が支払った経費、公益目的保有財産から生じた収益等）の額}} & - & \boxed{\text{当該事業年度中の公益目的事業費等の額}} \end{array}$$

（※下記②の公益目的保有財産の算定と二重計上にならないよう、一定の調整額を計上）

② 当該事業年度の末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額

公益目的支出計画

従来の公益法人から
一般社団法人・一般財団法人
 に移行する場合

これまで公益法人として寄附や税制優遇等を受けて形成してきた財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる
一般法人に移行することにより
 無制限に公益以外に費消されることは適当ではありません。

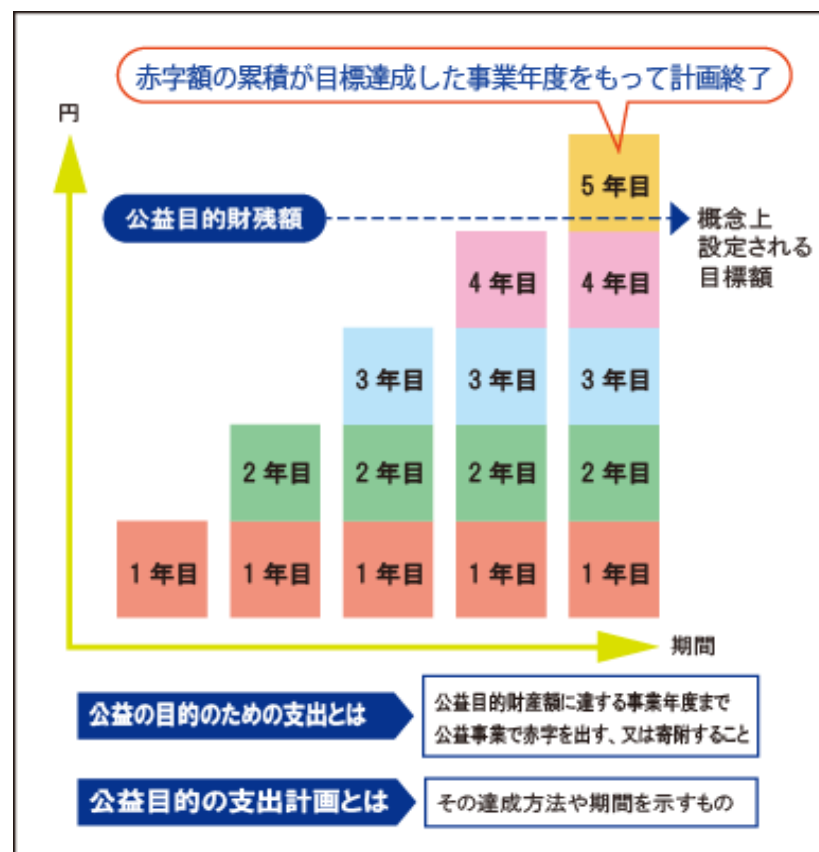
- 純資産が残っている法人は
「公益目的支出計画」を作成（行政庁の認可が必要）
- 公益目的財産額に相当する金額まで、公益を目的とする支出
 （公益に関する事業や他の公益法人、社会福祉法人、国・地方公共団体等への寄附）
 ※「公益目的支出計画」は土地の売却等により法人の財産そのものを処分していくものではなく、数字上の概念であることに注意します。

★公益目的支出計画に記載できる実施事業

| | |
|--------|----------------------------|
| 公益目的事業 | 認定法の2条4号の基準を満たしている事業(赤字事業) |
|--------|----------------------------|

| | |
|------|--|
| 特定寄附 | 特定寄附の相手方は、類似の事業を目的としている公益法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人等、国・地方公共団体 |
|------|--|

| | |
|------|-------------------------------|
| 継続事業 | 従前から行っていて、主務官庁が公益的な活動と認める赤字事業 |
|------|-------------------------------|



移行認定、移行認可における事業分類方法（例）

特例民法法人の事業（例）

会計区分…一般会計、〇〇特別会計等

- 1. A事業 -
- 2. B事業 -
- 3. C事業 -
- 4. D事業 +
- 5. E事業 +
- 6. F事業 +
- 7. G事業 -
- 8. H事業 -
- 9. I事業 +
- 10. K事業 +
- 11. 法人管理運営

（-は赤字事業、+は黒字事業）

移行認定

移行認可

【会計区分】

- 1. 公益目的事業会計
… 認定法2条4項の事業
- 2. 収益事業等会計
… 公益目的事業以外
(収益事業、相互扶助事業)
- 3. 法人会計

公益法人

公益目的事業

- 1. A事業
- 2. B事業
- 3. C事業
- 4. D事業
- 5. E事業
- 6. F事業
- 7. G事業

- 8. H事業
- 9. I事業
- 10. K事業

- 11. 法人管理運営

※公益目的事業の判定、財務基準適合の判定が必要であるが、できるだけ公益目的事業になるような分類を目指す。
黒字事業は認定に適合する解消方法を模索。（例えば、赤字事業とまとめるなど）。

移行法人

実施事業

- 1. A事業 -
- 2. B事業 -
- 3. C事業 -
- 7. G事業 -

- 4. D事業 +
- 5. E事業 +
- 6. F事業 +
- 8. H事業 -
- 9. I事業 +
- 10. K事業 +

- 11. 法人管理運営

※できるだけ公益目的支出計画を短縮できるような分類を目指す。

つまり、細事業で黒字になっている事業は実施事業に含まない。

【注意】

この例は一例であり、各法人の実体に合わせて検討する必要があります。